

**地縁による団体の認可  
(自治会町内会の法人化) の手引き**

平成 22 年 4 月

横 浜 市

# 目 次

## 地縁による団体の認可制度について

ページ

1	地縁による団体の認可制度の手続き	1
2	認可申請様式	8
3	印鑑関係様式	18
4	地縁による団体の認可等手続きフロー	25
5	自治会町内会規約（会則）【例】	28
6	議事録作成要領	32
7	自治会町内会の認可地縁団体の設立に関するよくある質問	34
8	地方自治法（抜粋版）	36
9	横浜市認可地縁団体印鑑条例	42

# 地縁による団体の認可（自治会町内会の法人化）の手続き

## 1 認可制度について

自治会町内会は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を取得できなかったことから、町内会館等の財産をもっている場合、当該団体の名義での不動産登記が不可能でした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

この認可制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有又は保有を予定している自治会町内会が法人格を取得し、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年4月2日の地方自治法の改正により新たに創設された制度です。

## 2 対象団体

この制度は、不動産等の財産を保有又は保有を予定している団体で、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、いわゆる自治会町内会を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

### (1) 特定の目的の活動だけを行う団体

☆ 例えば、スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

### (2) 構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

☆ 例えば、老人会や子供会（年令の制限）、婦人会（性別の制限）など

### (3) 不動産等の保有を目的としない団体

※ 不動産等→「不動産又は不動産に関する権利等」

◇ 不動産登記法第3条各号に掲げる土地及び建物に関する権利

◇ 立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権

◇ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）

◇ その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を必要とするもの

## 3 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。《地方自治法第260条の2第2項》

(1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること

(2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること

(3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること

(4) 規約を定めていること

#### 4 認可申請の事前準備

地縁による団体(自治会町内会)の認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否の意志決定をします。また、併せて規約の決定、区域の確定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意志決定をします。

また、認可申請の意志決定と規約の決定等の意志決定は、同一の総会で行われることが望ましいのですが、別々の総会でも構いません。

なお、特例民法法人から認可地縁団体に移行する場合、手続が一部異なる場合があります。

##### (1) 規約の整備 (定めなければならない事項)

###### ア 目的

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容をできる限り具体的に定めてください。

###### イ 名称

特に制限はありませんが、他の法律には抵触しないことに御留意ください。

###### ウ 区域

字名、地番、住居表示番号で表示してください。ただし、河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。

河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

なお、区域を確定する際、隣接自治会町内会の了解は不要です。

###### エ 主たる事務所の所在地

特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く。」と定めることもできます。

###### オ 構成員の資格に関する事項

当該地縁団体の区域に住所を有するものは全て構成員になれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことができない旨を必ず明記しなければなりません。

構成員の条件には、区域に住所を有すること以外の事項(例えば、年齢制限等)を設けてはいけません。

加入及び脱退等の資格得喪手続きをできる限り定めてください。

###### カ 代表者に関する事項

代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。また、地方自治法第260条の5から同法第260条の10の規定が適用されますので御留意ください。

###### キ 会議に関する事項

会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。また、地方自治法第260条の13から同法第260条の19の規定が適用されますので御留意ください。

###### ク 資産に関する事項

保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。また、地方自治法第

260条の4の規定により、財産目録の作成が義務づけられていますので御留意ください。

なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

## (2) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。

なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

## (3) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の総会で代表者の決定をする必要があります。

## (4) 不動産等の資産の確定

保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。

なお、認可申請には保有資産目録（又は保有予定資産目録）の添付が要件となっています。

## 5 認可申請手続き

認可申請書（様式1）に次の資料を添付し、当該地縁団体の代表者が当該地縁団体の区域を所管する区長に対して申請します。

### (1) 規約 [4-(1)の事項を定めたもの]

☆ 旧規約も添付してください。

### (2) 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

認可を申請する旨を決定した総会の議事録等の写しで、議長と議事録署名人の署名押印のあるもの

### (3) 構成員名簿（様式2）

ア 認可申請する地縁団体に加入している全員の住所、氏名が記載されているもの

イ 名簿に記載するのは世帯単位ではなく、構成員個人名であることに御留意ください。

ウ 当該地縁団体の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。

### (4) 保有資産目録又は保有予定資産目録（様式3・4）

☆ 登記簿謄本や売買契約書等の添付は一般的には不要です。

### (5) 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

☆ 認可申請する地縁団体の事業報告書、決算書、事業計画書、予算書等

### (6) 申請者が代表者であることを証する書類

代表者について決定したことを記した議長及び議事録署名人の署名押印のある総会の議事録の写し、並びにこれについて代表者が承諾したことを証する署名押印のある承諾書（様式5）

## (7) その他

ア 規約で定める区域を示した図面

イ 規約で定める区域が、河川及び道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、  
字名、地番、住居表示番号等の当該区域を具体的に記載したもの

## 6 申請にあたっての注意点

(1) 認可申請にあたっては、必ず貴団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。

(2) 特に規約については、必ず見直しをしていただき、認可要件に合致するよう規約の改正をしてください。

なお、総会を開催する前に、規約の改正案について区役所地域振興課（保土ヶ谷区は地域協働課）と御相談ください。

(3) 認可を受けた団体は、地方自治法の関係規定の一部が適用されるとともに、一般社団・財団法人法の規定の一部が適用されることとなりますので御留意ください。

## 7 認可告示及びその後の手続き等

### (1) 認可告示及び認可通知

認可申請の受理後、内部審査を経て地縁団体の認可を決定し、告示（「横浜市報」への掲載による。）します。認可申請をされた団体に対しては、認可指令書に「横浜市報」の写し（または告示文の写し）を添付して地縁団体の認可を通知します。

### (2) 証明書の交付

ア 証明書は証明書交付申請書（様式9）による請求に基づき、証明書を交付します。

イ 証明書の手数料は1通300円です。

ウ 請求は郵送でもできますが、別途郵送料（郵便切手貼付の返信封筒）が必要になります。

### (3) 法人登記

認可地縁団体としての法人登記は、区長が行う告示をもってこれに代えることとなりますので、法務局への法人登記は必要ありません。

なお、地縁団体はこの告示があるまでは、地縁団体として認可されたことをもって第三者に対抗することはできませんのでご注意ください。

### (4) 不動産登記

認可地縁団体の保有資産の登記は、区長が発行する証明書を添付し申請することとなりますが、他の書類も必要となりますので、所轄の法務局等に御確認ください。

### (5) 認可地縁団体の義務

認可された地縁団体は、告示事項を変更した場合、規約を変更した場合や解散等をした場合は、区長へ届け出なければなりません。

特に、規約を変更された場合、変更後の規約は、区長の規約変更認可を受けなければ効力を発しませんのでご留意ください。

☆ 告示事項を変更した場合 → 「告示事項変更届出書」(様式10)

☆ 規約を変更した場合 → 「規約変更認可申請書」(様式12)

また、何らかの理由により、認可地縁団体である自治会町内会を分割したり、他の団体と合併するような場合は、地方自治法上解散の取扱になり、地方自治法に定められた手続が必要になります。必要な手続を怠ると過料に処せられる場合がありますので、注意が必要です。認可地縁団体となっている自治会町内会を解散する必要がある場合は、必ず各区の地域振興課(保土ヶ谷区は地域協働課)まで御相談ください。

#### (6) 各種税金関係

認可を受けた地縁団体は、税金関係の取扱は基本的には認可前と変わりません。なお、詳細はそれぞれの所轄機関にお問い合わせください。

### 8 認可地縁団体の印鑑登録

横浜市認可地縁団体印鑑条例の規定に基づき、不動産等の登記に必要な代表者の印鑑を登録することができます。ただし、代表者等に変更が生じた場合は、自動的に印鑑の登録が抹消されますので、ご注意ください。

#### (1) 代表者の印鑑登録

##### ア 登録手続きができる人(条例第2条)

(7) 認可地縁団体の代表者

(4) 代表者以外の場合

- i 職務代行者(地方自治法施行規則第19条第1項第1号へ)
- ii 仮代表者(同法第260条の9)
- iii 特別代理人(同法第260条の10)
- iv 精算人(同法第260条の24)

##### イ 登録申請

(7) 登録資格者が、自ら区長に申請します。(条例第3条)

(4) 登録手続きに必要なもの

- i 印鑑登録申請書(第1号様式)
- ii 登録しようとする認可地縁団体印鑑(以下「団体印鑑」)
- iii 登録資格者が、住民として登録している印鑑(以下「個人印鑑」)及び印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

(7) 登録できる印鑑(条例第2条、第4条)

- i 印影の大きさが8mmの正方形に収まらず、30mmの正方形に収まるもの。
- ii 代表者の個人の氏(名)又は団体の名称及び代表者が記載されているもの。  
ただし、個人印鑑は、団体印鑑として登録できません。
- iii 印鑑数は、1認可地縁団体につき1個です。

## (2) 印鑑登録証明書

### ア 交付申請

(ア) 登録者が、自ら区長に申請します。(条例第10条)

(イ) 申請に必要なもの

i 印鑑登録証明書交付申請書(第6号様式)

ii 団体印鑑(登録印鑑)

### イ 証明内容

(ア) 団体印鑑の印影

(イ) 認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

(ウ) 登録者の資格、氏名及び生年月日

### ウ 証明書発行手数料

手数料は1通300円です。(横浜市手数料条例：印鑑に関する証明を適用)

## (3) 登録事項の修正等

### ア 登録の廃止(条例第7条第1項)

(ア) 登録者が、自ら区長に申請します。

(イ) 申請に必要なもの

i 印鑑登録廃止申請書(第3号様式)

ii 団体印鑑

iii 個人印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

(ウ) その他

認可地縁団体が団体印鑑を改印したい場合には、登録の廃止を行い、新規の登録を行うこととなります。なお、この2つの申請を同時に行う場合には、個人印鑑の印鑑登録証明書は1通で構いません。

### イ 登録印鑑の亡失

(ア) 登録者が、自ら区長に届出ます。

(イ) 申請に必要なもの

i 登録印鑑亡失届出書(第4号様式)

ii 個人印鑑及び個人印鑑の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)

### ウ 登録の抹消(条例第8条)

登録の抹消は次の事由のときに行います。

(ア) 登録の廃止の申請又は登録印鑑の亡失の届出を受理したとき

(イ) 代表者等が変更したとき

(ウ) 認可地縁団体が解散したとき

(エ) 認可地縁団体の名称や代表者等の氏名が変更した場合で、団体印鑑の印影が不適当なものとなったとき

(オ) その他抹消すべき事由が発生したとき

(4) 代理人の申請等（条例第13条）

印鑑に関する登録の申請、登録の廃止の申請、印鑑の亡失の届出及び印鑑登録証明書の交付申請は、当該認可地縁団体が、代理人を選任し、この事項を委任している場合（代理人は告示している場合に限ります。）は、その代理人に申請等をさせることができます。

この場合、代理人による申請は、委任している旨を証明する書面を必要とし、併せて証明書交付申請を除き、個人印鑑の押印及び個人印鑑の印鑑登録証明書の添付が必要です。

(様式1)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

認可を受けようとする地縁による

団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

㊟

## 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類



(様式3)

# 保有資産目録

団体の名称

年 月 日現在

## 1 不動産

所有権を有する不動産

### (1) 建物

名 称	延床面積	所 在 地

### (2) 土地

地 目	面 積	所 在 地

## 2 不動産に関する権利等

### (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

### (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量

(様式4)

## 保有予定資産目録

団体の名称

年 月 日現在

### 1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

### 2 不動産に関する権利等

資産の種類	権原	権原取得の予定時期

(様式5)

# 承 諾 書

わたしは \_\_\_\_\_ の代表者となることを承諾します。

平成 年 月 日

⑩

(様式9)

## 証明書交付申請書

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

住 所

氏 名

印

次のとおり、認可地縁団体の告示事項について証明書の交付を受けたいので、地方自治法第260条の2第12項の規定により申請します。

1 請求に係る認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

2 証明書部数 部

(様式 10)

年 月 日

(届出先)

横 浜 市 区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

## 告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があった事項及びその内容
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

(様式 12)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

## 規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項に規定する規約の変更の認可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式 14)

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

## 解 散 届 出 書

地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散することになったので、必要書類を添えて届け出ます。

- 1 解散の事由
- 2 解散の年月日
- 3 清算人の住所及び氏名
- 4 財産の帰属（地方自治法第 260 条の 31 第 2 項の規定による市長の認可の可否）
- 5 添付書類  
解散を総会で議決したことを証する書類

(様式 16)

年 月 日

(届出先)

横 浜 市

区 長

認可地縁団体の名称及び所在地

名 称

所在地

清算人の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

## 清 算 結 了 届 出 書

年 月 日に解散の届出をした、当団体は、年 月 日に清算が終了しましたので地方自治法第 260 条の 33 の規定により届け出ます。

第1号様式 (第2条第1項)

# 印鑑登録申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市 区長

印影	名称		
	所在地		
	登録者の資格		
	氏名	Ⓜ	年 月 日生
	住所		
申請者	本人	氏名	
	代理人	住所	
		氏名	Ⓜ





第4号(第4条第2項)

# 登録印鑑亡失届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市 区長

名 称			
所 在 地			
登録者の資格			
氏 名	Ⓜ	年 月 日生	
住 所			
届 出 者	本 人	氏 名	
	代 理 人	住 所	
		氏 名	Ⓜ

第 号  
年 月 日

## 印鑑登録抹消通知書

所在地

名称

印鑑登録者の氏名 様

横浜市 区長

印

横浜市認可地縁団体印鑑条例第8条第1項第 号の規定に基づき 年 月 日に、印鑑の登録を抹消しましたので、通知します。

# 印鑑登録証明書交付申請書

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 区 長

印 影	名 称			
	所 在 地			
	登録者の資格			
	氏 名		年 月 日	生
	住 所			
必 要 な 枚 数				
申 請 者	本 人	氏 名		
	代 理 人	住 所		
		氏 名		印

# 印鑑登録証明書

印影	名称		
	所在地		
	登録者の資格		
	氏名		年 月 日生

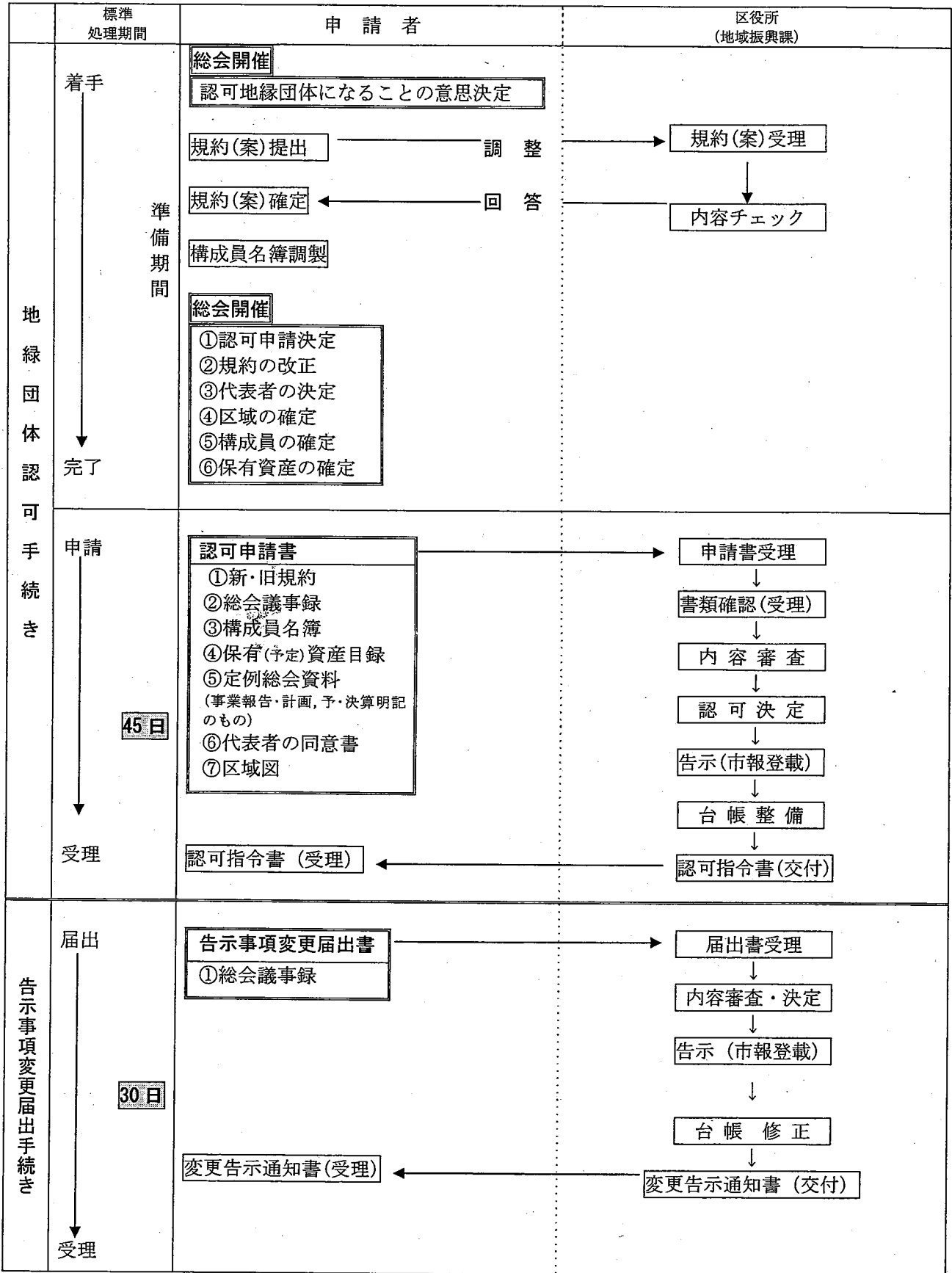
この写しは、印鑑登録原票と相違ないことを証明します。

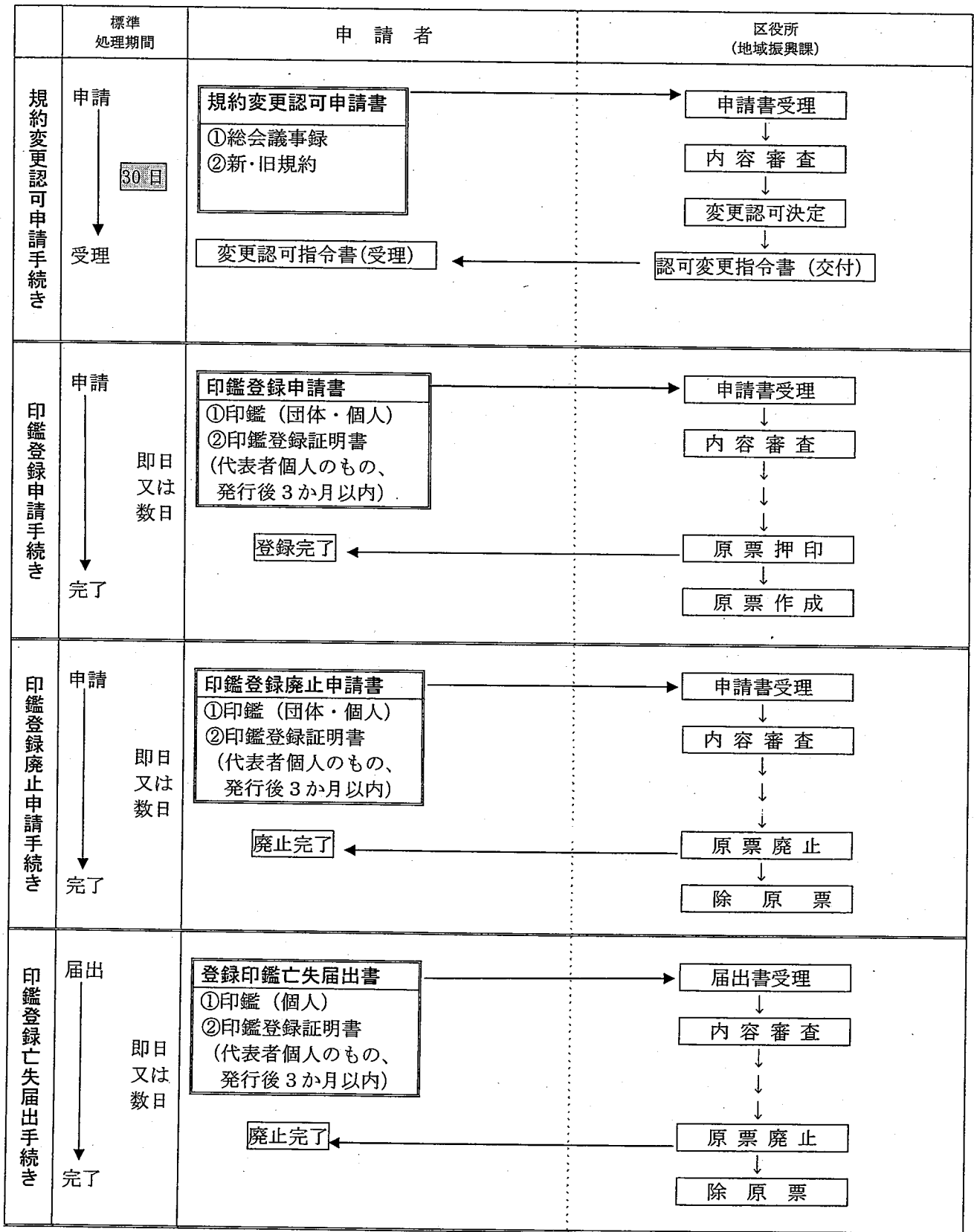
年 月 日

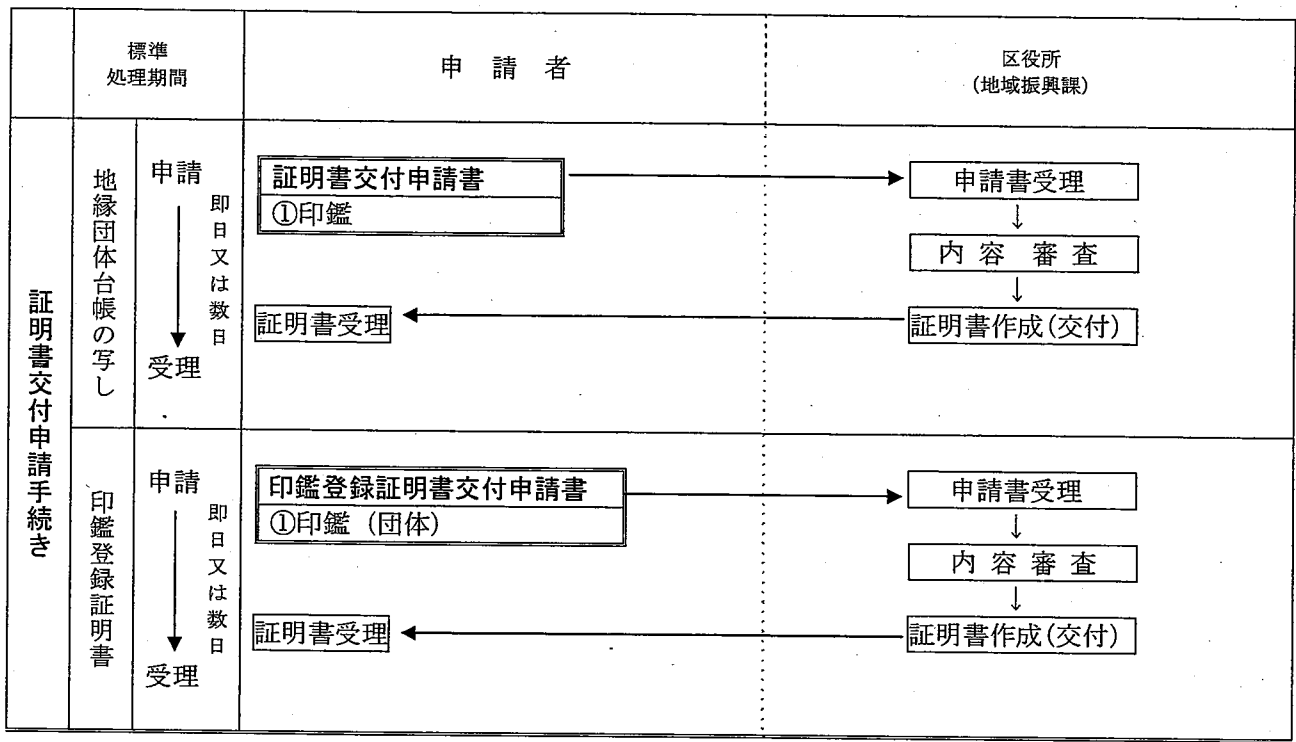
横浜市 区長 印

# 地縁による団体の認可等手続きフロー

※特例民法法人から認可地縁団体に移行する場合、手続が一部異なる場合があります。









(2) 副会長 ○人

(3) その他役員 ○人

(4) 監事 ○人

\* 地方自治法第 260 条の 5 により、会長（代表者）は 1 人を必ず選出する必要があります。また、地方自治法第 260 条の 11 により、監事は複数人置くことが適当です。

2 会長及び副会長並びに監事は、総会において、会員の中から選任する。

\* 役員は、総会で選任する必要があります。

（役員職務）

第〇条 会長は、会を代表し、会の事務を総理する。

\* 代表権の制限等については、地方自治法第 260 条の 6 から第 260 条の 10 に規定されているので御留意ください。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

\* 副会長による会長の職務代理は、法律行為には及び得ないことに御留意ください。

3 監事は、次の業務を行う。

(1) 会の会計及び資産の状況を監査すること。

(2) 会長、副会長及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。

(3) 会計、資産の状況及び業務執行についての不整の事実を発見したとき、これを総会に報告すること。

\* 監事の職務については、地方自治法第 260 条の 12 に規定されているので御留意ください。

\* その他の役員の仕事は省略します。

（役員任期）

第〇条 役員の仕事は〇年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠により就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了又は辞任の後においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

\* 役員の仕事については、法律上特に制約はありません。

\* 事務執行上支障が生じないように、第 3 項の規定を定めることもできます。

（役員解任）

第〇条 役員が規約に違反し、あるいは会の体面を汚す行為があったときは、総会の決議により解任することができる。

\* 役員の仕事について総会の議決としていることから、解任についても、総会の議決によるのが適当です。このとき、本人に弁明の機会を与えることに配慮してください。

（総会種別）

第〇条 会の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

（総会開催）

第〇条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

\* 地方自治法第 260 条の 13 の規定により、少なくとも毎年 1 回会員の通常総会を開催する必要があります。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当するときに開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の〇分の〇以上から会議の目的事項を示して開催の請求があったとき。

(3) 監事から開催の請求があったとき。

\* 地方自治法第 260 条の 12 及び第 260 条の 14 の規定により、臨時総会を開催することができることとなります。

#### (総会の審議事項)

第〇条 総会は、この規約（会則）に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を審議する。

\* 地方自治法第 260 条の 16 の規定により、団体の事務は規約（会則）をもって代表者又はその他の役員に委任したものを除き総て総会の議決により行うこととなります。

\* 総会の審議事項は、開催通知であらかじめ通知することに御留意ください。そうしないと、通知事項を信じて出席しない会員から表決に参加する機会を奪うこととなります。

#### (総会の招集)

第〇条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、第〇条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったとき、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

\* 総会は、規約（会則）の規定に従って招集権のあるものの名で招集します。

\* 総会開催通知は、開催日まで余裕をもって発送しますが、地方自治法第 260 条の 15 の規定により少なくとも 5 日前までに通知する必要があります。

\* 地方自治法第 260 条の 17 の規定により、総会の議決事項は開催通知であらかじめ通知した事項であることに御留意ください。

#### (総会の議長)

第〇条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第〇条 総会は、会員の〇分の〇以上の出席がなければ、開会することができない。

\* 総会の定足数は、開会の際に必要なとされるのみならず、総会の継続のためにも必要とされます。

#### (総会の議決)

第〇条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

\* 地方自治法第 260 条の 3 第 1 項及び第 260 条の 21 の規定などのように、特別多数決が必要な場合があることに御留意ください。

#### (総会における会員の表決権等)

第〇条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の場合における第〇条（総会の定足数）及び第〇条（総会の議決）の適用については、その会員は出席したものとみなす。

\* 地方自治法第 260 条の 18 第 2 項の規定により、書面による表決や代理人による表決も可能です。

\* 地方自治法第 260 条 19 の規定により、議決事項によっては表決権を有しない場合があることに御留意ください。

\* 総会以外の日常の会議（役員会、班長会等）の運営についても規定しておきます。

（資産の構成）

第〇条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める資産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

\* 地方自治法第 260 条の 4 の規定により、団体は資産目録及び構成員名簿を整備する必要があることに御留意ください。

（資産の管理）

第〇条 会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第〇条 会の資産で第〇条第 1 号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の〇以上の議決を要する。

\* 団体の不動産等資産を処分又は担保に供するような場合は、総会の特別多数決により議決することが適当です。

（経費の支弁）

第〇条 会の経費は、資産をもって支弁する。

\* 経費の執行については、「会計年度」、「事業計画及び予算」、「事業報告及び決算」などの規定を設ける必要があります。日常の会計処理の手続については、細則などを設けることも可能です。

（規約（会則）の変更）

第〇条 この規約（会則）は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得、かつ、横浜市〇〇区長の認可を受けなければ変更することはできない。

\* 地方自治法第 260 条の 3 に規定されていることに御留意ください。

（解散）

第〇条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散します。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の〇分の〇以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の処分）

第〇条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の〇以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

\* 地方自治法第 260 条の 31 に規定されていることに御留意ください。

（委任）

第〇条 この規約（会則）の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

この規約（会則）は、平成〇年〇月〇日から施行する。

# 議事録作成要領

## 平成〇〇年度△△自治会（町内会）総会議事録

### 1 日時

平成〇〇年△△月▽▽日午後◎時から午後●時まで

### 2 会場

▲▲地区センター

### 3 総会当日会員総数

〇〇人

### 4 総会出席者数

△△人

内訳 本人出席者 △△人

委任状提出者 ▽▽人

(書面表決者 ●●人)

### 5 議案

- (1) 第〇号議案 法人化の認可申請について
- (2) 第〇号議案 代表者の決定について
- (3) 第〇号議案 規約（会則）の改正について
- (4) 第〇号議案 構成員の確定について
- (5) 第〇号議案 保有財産の確定について

### 6 議長の選出（規約（会則）に基づき選出します。）

規約（会則）第〇条により△△を議長に選任した。

### 7 総会成立の審査

規約（会則）第◎条により、総会当日会員総数〇〇人のうち、出席△△人、委任状▽▽人（書面表決▲▲）欠席▼▼人で出席者及び委任状提出者（書面表決者）の合計が◎◎◎人であり、総会定足数を満たし、総会が成立した。

8 議事録署名人の選出

議長の△△及び会員の▽▽を議事録署名人に選出した。

9 議事の審議内容

(1) 議案（提案）内容

議案内容を具体的に記載します。

(2) 審議内容

質疑応答を具体的に記載します。

10 議決の状況

(1) 第○号議案の法人化の認可申請については、規約（会則）第△条により、出席者△△人のうち、賛成▽▽人、反対▼▼人で、可決された。

(2) 第○号議案の代表者の決定については、・・・・・・・・・・

※1 出席者及び賛成並びに反対には、委任状（書面表決）の数を計上します。

※2 総会定足数と議決数とは、別の概念であることに御留意ください。

特に、議決数には、対出席者数でなく「会員総数の4分の3以上の議決を要する。」といった特別多数の議決を要することがあることに御留意ください。

以上の議事録は総会議事内容に相違ないことを認めます。

平成○○年△△月▽▽日

総会議長 ◎◎ ○○ 印

議事録署名人 ▽▽ △△ 印

《議事録のチェックポイント》

1 総会が、規約（会則）にのっとり民主的に行われていることを確認してください。

2 作成年月日は、議事録の作成日であるから議長及び議事録署名人が署名、押印した日となります。

## 自治会町内会の認可地縁団体の設立に関するよくある質問

### Q 1. 認可地縁団体とは何ですか。

自治会町内会は「権利なき社団」と位置づけられ、法人格を取得できなかったことから、町内会館等の財産を持っている場合、当該団体名義での不動産登記が不可能でした。そのため、登記の名義を当該団体の会長個人または役員の名義としなければならなかったことにより、名義人の死亡による相続問題や名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

このような問題を解決するために、平成3年地方自治法の一部改正により、一定の手続きの下に、市町村(横浜市の場合は区)の認可を受ければ、法人格を取得できるようになり、不動産等を自治会町内会の名義で登記することが可能になりました。

このように、自治会町内会が取得した町内会館等を当該団体名義で不動産登記ができるようにするために、法人格を取得した自治会町内会を「認可地縁団体」といいます。

### Q 2. 認可地縁団体になることによる、メリットは何ですか。

メリットは、Q 1にあるとおり、自治会町内会名義で不動産登記ができるようになり、名義変更手続きや相続における問題等の発生が未然に防げるため、安定した運営ができるようになります。

ただし、会の運営方法や各種届出について、法律に基づいて各種の手続きが定められているため、総会開催や役員改選などの手続きが厳格になります。また、規約の変更や代表者の変更などは、区長の認可が必要になります。

### Q 3. 認可地縁団体になると、市町村の指揮監督下に置かれることになるのですか。

市町村(横浜市の場合は区)は、自治会等が権利義務の主体となるための必要な要件を充足しているかどうかを確認するにとどまるものです。したがって、認可後であっても、今までの自治会等と同様、住民が自主的に組織して活動するものであり、市町村の下部組織とみなされることはありません。

### Q 4. 不動産等を所有していなくても、認可の対象となりますか。

認可制度の目的は、不動産または不動産に関する権利等を保有することを目的としています。そのため、不動産等を保有する目的がない自治会町内会は認可の対象となりません。

現に不動産等を保有している場合、及び認可後に不動産等を確実に保有すると見込める場合について認可の対象となります。

**Q 5. 個人単位ではなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となりませんか。**

認可地縁団体の構成員は、地方自治法第260条の2第3項により、個人としてとらえることになっており、世帯でとらえることはできませんので、会員は各々一個の表決権を有することとなります。

**Q 6. 未成年者を構成員から除外することは可能でしょうか。**

地縁による団体の構成員は、区域に住所を有する自然人たる個人であり、区域に住所を有すること以外には年齢、性別、国籍等の条件は付せないこととされています。したがって、未成年者等行為無能力者であることをもって構成員から除外することはできません。

なお、未成年者等行為無能力者の表決権の行使にあたっては、民法の規定に従って法定代理人の同意を要することとなります。

**Q 7. 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、生まれたばかりの子どもも記載する必要がありますか。**

地方自治法上での構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別・年齢等を問わないものとされています。つまり、構成員は世帯でとらえるのではなく、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員（子ども）も名簿に記載する必要があります。

なお、地縁による団体の区域に有する全ての個人は、構成員となることができりますが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数の者が構成員となっていれば、認可されるものです。

**Q 8. 現に構成員となっている者の「相当数」とはどれくらいをいうのですか。一般的には当該区域の住民の過半数が構成員となっている場合をいいます。**

**Q 9. 法人は構成員に含まれますか。**

次の理由により、法人は構成員となることができません。

- ・団体の意思決定のための表決権を行使するためには、それぞれの意思を表明する必要がありますが、法人等の一組織に過ぎない事務所等は本来意思表示ができないため。
- ・地域社会における近隣関係の中心は、やはり活動の主体である人と人とのつながりにあるものであり、法人は地域社会にとっては二次的な参加者に過ぎないと考えられるため。

なお、法人等については、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、団体に対し様々な支援を行う関係から「賛助会員」として位置づけ、活動に参加することは可能です。

## 地方自治法（抜粋）

- 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。
- 2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
  - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
  - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。
  - 四 規約を定めていること。
- 3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
  - 二 名称
  - 三 区域
  - 四 主たる事務所の所在地
  - 五 構成員の資格に関する事項
  - 六 代表者に関する事項
  - 七 会議に関する事項
  - 八 資産に関する事項
- 4 第2項第2号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならない。
- 5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。
- 6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- 7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- 9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。
- 10 市町村長は、第1項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。
- 11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があったときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- 12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第10項の規定により告示した事

項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便により、当該証明書の送付を求めることができる。

13 認可地縁団体は、第10項の告示があるまでは、認可地縁団体となったこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもって第三者に対抗することができない。

14 市町村長は、認可地縁団体が第2項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第5項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第3項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第3に掲げる法人とみなす。

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の4分の3以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人

を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済ができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。  
第 260 条の 23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第 260 条の 24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第 260 条の 25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第 260 条の 26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第 260 条の 27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第 260 条の 28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第 260 条の 29 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第 260 条の 30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第 260 条の 31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第 260 条の 32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第 260 条の 33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第 260 条の 34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第 260 条の 35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第 260 条の 36 裁判所は、第 260 条の 25 の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第 260 条の 37 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第 260 条の 38 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第 260 条の 36 中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第 260 条の 39 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（明治 31 年法律第 14 号）により、50 万円以下の過料に処する。

- 一 第 260 条の 22 第 2 項又は第 260 条の 30 第 1 項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第 260 条の 28 第 1 項又は第 260 条の 30 第 1 項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

別表第一を改める。

附則（平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）抄

（施行期日）

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第 62 号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成 13 年法律第 49 号）第 157 条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 334 条（理事等の特別背任）の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第457条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第157条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第62号に掲げる罪とみなす。

# 横浜市認可地縁団体印鑑条例

制 定 平成4年12月15日条例第61号

最近改正 平成20年9月25日条例第41号

## (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第260条の2第1項の市長の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)の代表者等の印鑑の登録及び証明に関し必要な事項を定めるものとする。

## (登録者の資格等)

第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。

- (1) 地方自治法施行規則(昭和三十二年内務省令第29号)第19条第1項第1号への職務代行者
- (2) 法第260条の9の仮代表者
- (3) 法第260条の10の特別代理人
- (4) 法第260条の24の清算人

2 登録を受けることができる印鑑は、1認可地縁団体につき1個とする。

## (登録の申請)

第3条 認可地縁団体の代表者及び前条第1項各号に掲げる者(以下「代表者等」という。)であって、印鑑の登録を受けようとするものは、自ら登録を受けようとする印鑑を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

## (登録申請の不受理)

第4条 市長は、登録申請に係る印鑑が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該登録申請を受理しないものとする。

- (1) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名、氏若しくは名若しくは氏名の一部のいずれも表されていないもの
- (2) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (3) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (4) 印影が不鮮明なもの、縁のないもの又は文字の判読が困難なもの
- (5) 他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑又は他の認可地縁団体の代表者等が既に登録している印鑑にその印影が著しく類似しているもの
- (6) その他市長が不相当と認めるもの

## (印鑑登録原票)

第5条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票に、印影のほか次の各号に掲げる事項を

登録しなければならない。

- (1) 登録番号
- (2) 登録年月日
- (3) 認可地縁団体の名称
- (4) 認可地縁団体の主たる事務所の所在地
- (5) 認可地縁団体の認可年月日
- (6) 登録者の資格
- (7) 印鑑の登録を受けている者(以下「印鑑登録者」という。)の氏名
- (8) 印鑑登録者の生年月日
- (9) 印鑑登録者の住所
- (10) その他印鑑の登録に関し必要な事項  
(登録事項の修正)

第6条 市長は、法第260条の2第10項の規定に基づき告示した事項に関し同条第11項の規定に基づく変更の届出があったときは、第8条各号のいずれかに該当するときを除き、当該届出の記載に基づいて印鑑登録原票の記載を修正するものとする。

(登録廃止の申請等)

第7条 印鑑登録者は、印鑑の登録を廃止しようとするときは、自ら登録されている印鑑(以下「登録印鑑」という。)を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 印鑑登録者は、登録印鑑を亡失したときは、規則で定めるところにより、直ちに、自ら市長に届け出なければならない。

(印鑑の登録の抹消)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑の登録を抹消する。この場合において、第1号又は第2号に該当する場合を除き、市長は、規則で定めるところにより当該印鑑登録者に通知するものとする。

- (1) 前条第1項の規定に基づく印鑑の登録の廃止の申請を受理したとき。
  - (2) 前条第2項の規定に基づく登録印鑑の亡失の届出を受理したとき。
  - (3) 代表者等が変更したとき。
  - (4) 認可地縁団体が解散したとき。
  - (5) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名に変更を生じた場合で、市長が当該認可地縁団体の代表者等の登録印鑑を適当でないとしたとき。
  - (6) その他印鑑の登録を抹消すべき事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録原票を消除するものとする。
- (印鑑登録原票の再製)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録者にその旨を通知し、登録印鑑の提示を求めて印鑑登録原票の再製をすることができる。

- (1) 印鑑登録原票の印影が不鮮明になったとき。
- (2) 印鑑登録原票が滅失し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他市長が再製する必要があると認めたとき。

(印鑑登録証明書の交付申請)

第10条 印鑑登録者は、印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、自ら登録印鑑を持参し、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(印鑑登録証明書の交付申請の不受理)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。

- (1) 抹消されるべき印鑑の登録に係る証明を求められたとき。
- (2) 印鑑登録証明書の交付に係る申請書に押印した登録印鑑の印影が不鮮明であるとき。
- (3) 第9条の規定に基づき登録印鑑の提示を求めたにもかかわらず、登録印鑑の提示がなされないとき。
- (4) 次条の規定による方法以外の方法による証明を求められたとき。
- (5) 災害等により印鑑登録証明書の作成が困難であるとき。
- (6) その他市長が不適當であると認めたとき。

(印鑑登録証明書の交付)

第12条 市長は、印鑑登録証明書の交付申請を受理したときは、規則で定めるところにより、印鑑登録原票の写し(第5条第1号、第2号、第5号、第9号及び第10号に規定する事項を除く。)に認証し、印鑑登録証明書として交付する。

(代理人の申請)

第13条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第10条の申請を地方自治法施行規則第19条第1項第1号トの代理人(以下「代理人」という。)に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。

(登録申請者等の確認)

第14条 市長は、第3条の申請、第7条第1項の申請、同条第2項の届出又は第10条の申請があったときは、当該申請を行った者が代表者等若しくは印鑑登録者又は代理人であること及び本人であることを確認しなければ、これを受理してはならない。

(調査)

第15条 市長は、印鑑の登録及び登録印鑑の証明の適正な実施を図るため、必要があると認めるときは、職員に關係人に対して質問をさせ、又は關係書類の提示を求めさせることができる。

(閲覧の禁止)

第16条 印鑑登録原票その他登録印鑑に関する書類は、閲覧することができない。

(横浜市行政手続条例の適用除外)

第17条 この条例の規定により市長がする処分については、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年1月4日から施行する。

附 則

この条例は、横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15号)の施行の日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

